

## 学校部活動の地域展開等の進め方について（案）

(令和8年度～令和10年度)

宇治市部活動地域移行検討委員会事務局

## I 学校部活動の地域展開等の考え方について

学校部活動の地域展開においては、少子化等による社会背景の変化の中でも、子どもにとって、多様なスポーツ・文化芸術活動が選択できる持続可能な課外活動の環境を整備していくことが何よりも大切です。そのためには、現在、学校部活動の指導に関わっている部活動指導員だけでなく、スポーツ・文化芸術団体など、地域の様々な方に関わっていただくことが不可欠です。

その推進にあたっては、競技や地域の特性によって、様々な違いがある現状から、すべて同じように地域展開等をするというやり方ではなく、競技や地域の特性に応じ柔軟に進めていくことが必要です。

また、学校部活動の実情に応じて地域展開等を実施していくことが、持続可能性の観点から大切です。宇治市では地域で実施できるスポーツ・文化芸術活動について段階的に地域展開等を進め、子どもたちの持続可能なスポーツ・文化芸術活動の機会の確保や活動を選択できる環境の整備を目指しています。

## [考え方のイメージ図]



## 2 学校部活動の地域展開等の見通しについて

## (1) 休日の学校部活動の地域展開の見通しについて

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)では、休日については、次期改革期間内（前期3年間：令和8年度～令和10年度、後期3年間：令和11年度～令和13年度）の計6年間において、原則として、全ての学校部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することが示されています。

また、『京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針』では、令和8年度以降について、「休日の地域クラブ活動の検証と平日の地域連携・地域移行の可能性の検討、休日における学校部活動の新しい活動スタイルの進捗状況等を検証し、更なる部活動改革を推進する」と位置付けています。加えて、「学校部活動の地域連携・地域移行の目的及び目指すスタイルと照らし合わせて、服務管理等も含め、適切な枠組みのもとで検証を行う」ことが示されています。

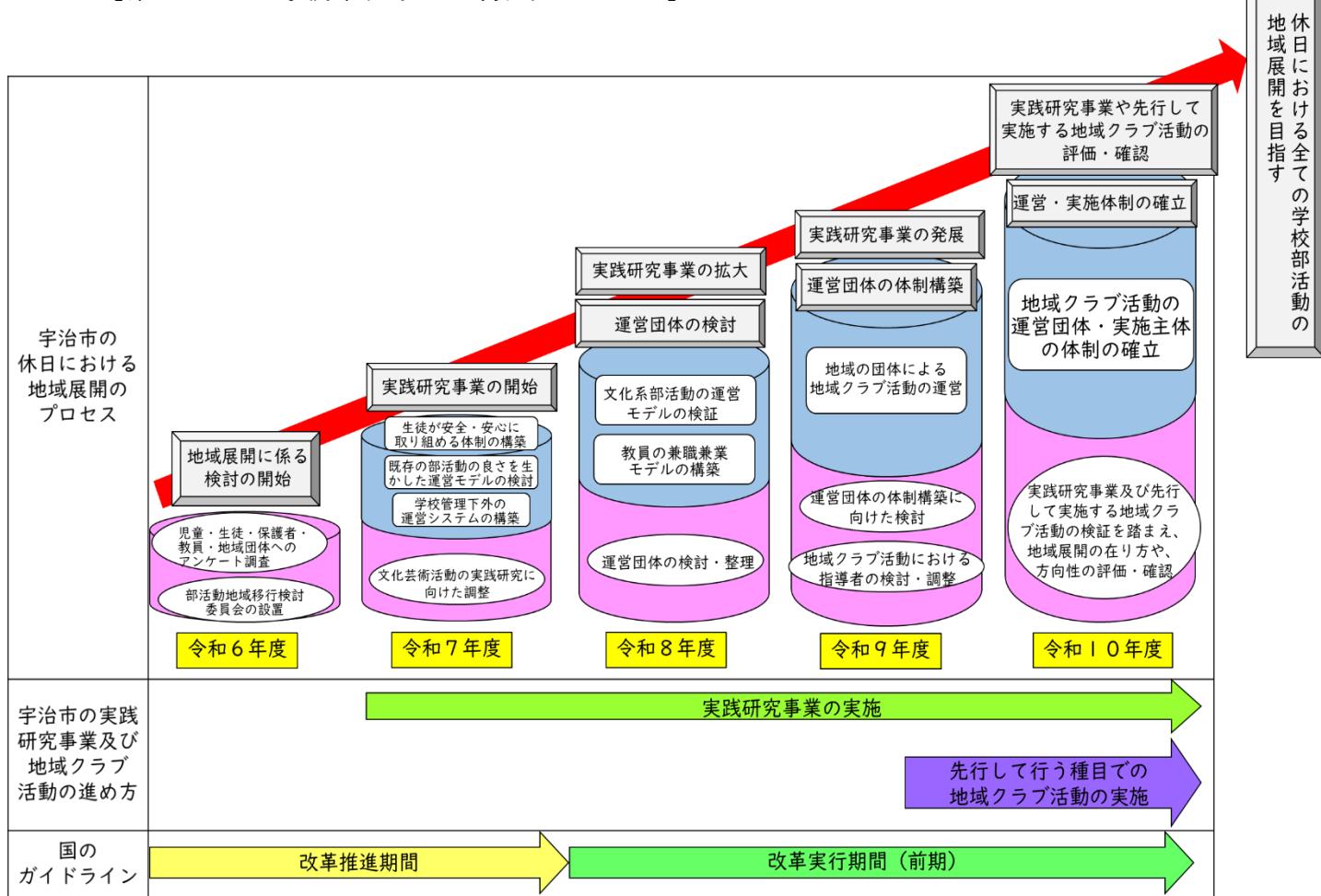
早期の地域展開が望まれるものではあります、宇治市内の各中学校によって学校部活動の現状が大きく異なる点や運営団体・実施主体の体制整備、指導者の確保・育成等の各種課題への対応に一定の時間を要することが見込まれます。そのため、宇治市内の各中学校の学校部活動の現状を踏まえ、市内の学校部活動を一律に地域展開するのではなく、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保が必要な種目や地域展開が可能な種目から、段階的に学校部活動の地域展開を進めます。

さらに、実践研究事業の実施及び検証等を通して、地域展開の在り方や方向性を定めていくことで、将来的に休日における全ての学校部活動の地域展開を目指していきます。

#### 【休日における学校部活動の地域展開を先行して行う種目】

- ・部員数の減少による部活動数の見直しに伴ない、子どもたちが希望するスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保が必要な種目
- ・複数校合同チームや拠点校方式の合同部活動など、学校部活動において複数校の子どもたちが合同で活動を行う素地がある種目
- ・地域クラブ活動の運営団体や実施主体、指導者等の体制整備が可能な種目

#### 【休日における学校部活動の地域展開のプロセス】



[休日における学校部活動の地域展開に係る実践研究事業の流れ]

年度	休日における学校部活動の地域展開に係る実践研究事業の流れ	実践研究事業及び地域クラブ活動の予定
令和6年度	検討委員会による検討・準備期間	
令和7年度	○一部の地域、一部のスポーツ活動における実践研究事業の実施 <b>【対象種目：女子ソフトテニス】</b> <b>検証事項</b> ①生徒が安全・安心に取り組める体制の構築 ②既存の部活動の良さを生かした形での地域クラブ活動の運営モデルの検討 ③学校管理下外の新たな運営団体のシステム構築	9月～12月 (※計5回)
令和8年度	○令和7年度の実践研究事業をモデル事業とし、対象となる地域、スポーツ・文化芸術活動を拡大した実践研究事業の実施 <b>【対象種目：女子ソフトボール・吹奏楽】</b> <b>検証事項</b> ①部活動数の見直しが必要な複数校を対象とした地域クラブ活動の運営モデルの検証 ②文化系部活動の運営モデルの検証 ③地域クラブ活動における教職員の兼職兼業モデルの構築	各活動の状況に応じて決定
令和9年度	○令和8年度の実践研究事業を発展させた地域クラブ活動の実施 <b>【対象種目：女子ソフトボール・吹奏楽等】</b> <b>検証事項（例）</b> ①対象生徒及び対象中学校を拡大した地域クラブ活動の在り方について ②地域の団体が運営を担う場合の地域クラブ活動の在り方について ③年間を通して地域クラブ活動を実施する運営・実施体制について	年間を通しての活動を目指す
令和10年度	これまでの実践研究事業及び先行して実施する地域クラブ活動の検証を踏まえ、地域展開の在り方や方向性についての評価・確認	



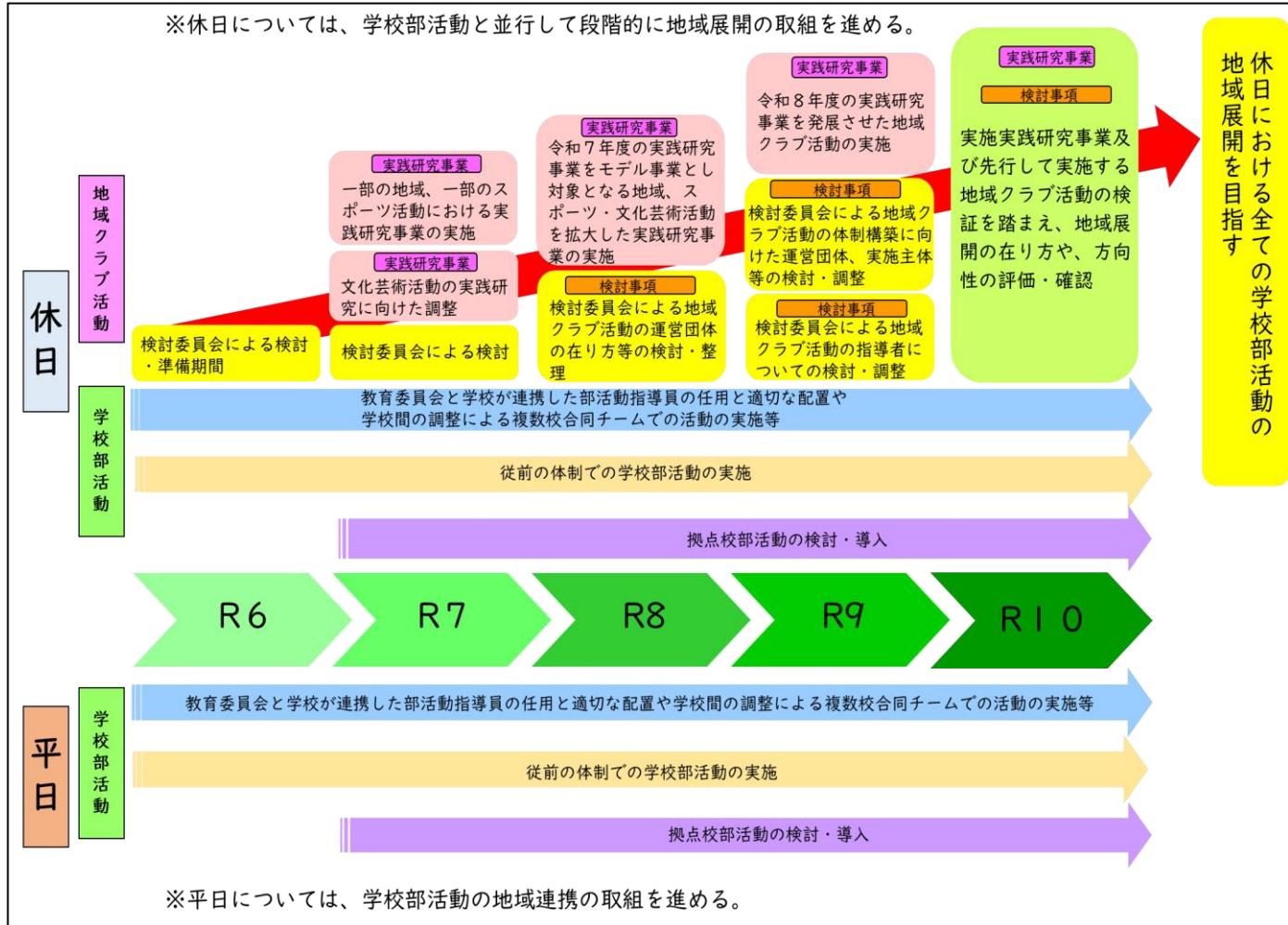
休日における全ての学校部活動の地域展開を目指す

(2) 平日の学校部活動の地域展開の見通しについて

ガイドラインでは、平日の学校部活動の地域展開については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進すると示されており、まずは国において地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組の実施が求められています。加えて、前期改革期間の間、国において実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を策定し、更なる改革を推進することが示されています。

現在、宇治市では3に記載する教育委員会と学校が連携した部活動指導員の適切な配置に加え、拠点校部活動の検討・導入等も進めています。今後、改革期間における国の動向を注視しながら、平日においては学校部活動の地域連携を中心に、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するための取組を総合的に進めていきます。

## [宇治市の学校部活動の地域展開等のイメージ図]



### 3 学校部活動における地域連携について

2で述べたように、学校部活動の地域展開によって、早期に子どもたちの持続可能なスポーツ・文化芸術活動の機会の確保や活動を選択できる環境の整備が求められる一方で、宇治市における学校部活動の地域展開の体制整備等には一定の時間を要することが見込まれます。そのため、地域展開が実現するまでの期間においては、地域展開に向けた取組と並行して以下に示す学校部活動の地域連携の取組を進め、学校部活動の取組の中で子どもたちの活動機会の確保・充実を進めます。

#### (1) 部活動指導員の配置について

宇治市では、令和5年から地域の様々な方の協力を得て、部活動指導員の適切な配置を進めています。部活動指導員の配置については、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者の中から、教育委員会が各校と連携し、任用を行います。今後も部活動指導員の適切な配置を通じた地域連携を進めることで生徒の充実した活動機会の確保だけでなく、学校部活動における教員の負担軽減の効果が期待できます。

#### (2) 複数校合同チームの取組について

宇治市では、部員数の減少に伴い、従前と同様の体制での運営が難しく、単独でチーム編成が出来ない学校部活動等から、複数校合同チームによる合同練習や大会への出場が行われています。複数校合同チームの取組により、部員数の減少に伴ない自校だけでチームを組めなかったり、練習内容が限られたたりする学校等の生徒がスポーツや文化芸術活動に親しみ機会が確保されます。

[複数校合同チームのイメージ図]



### (3) 拠点校方式による合同部活動について

宇治市では、生徒が希望する部活動が自校にない場合、今後学校間の調整による拠点校方式による合同部活動（以下拠点校部活動）の検討も進めています。拠点校部活動では、拠点となる学校が、希望する部活動が自校にない生徒を受け入れることで、拠点となる学校の部員とともに練習したり、拠点となる学校の一員として試合に出場したりすることが可能になり、生徒の希望する種目の活動機会を確保することにつながります。

[拠点校部活動のイメージ図]



今後、部活動指導員の配置や複数校合同チーム、拠点校部活動など学校部活動における地域連携の取組の良さを生かし、宇治市に合った地域展開の形を模索し、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域展開による新たな価値の創出を目指し検討を進めていきます。

## 4 学校部活動の地域展開を進めていくための各種課題について

### (1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体について

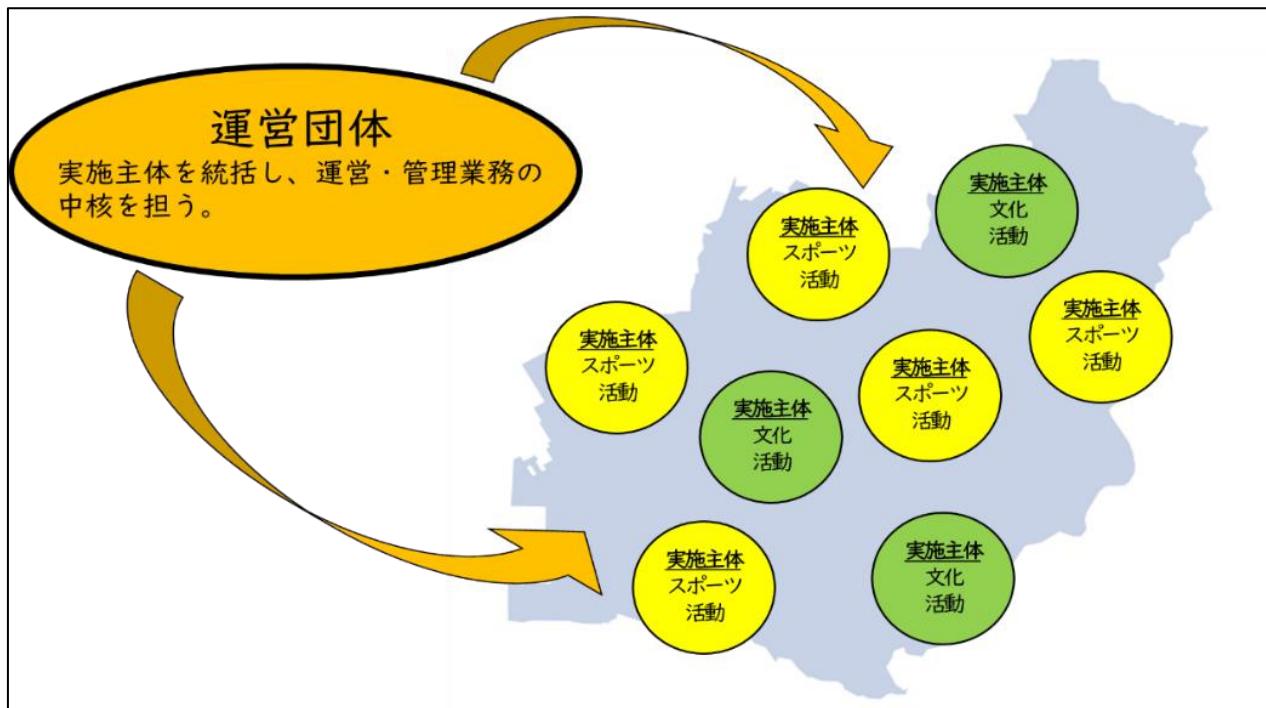
学校部活動の地域展開においては、様々なスポーツ・文化芸術活動を整備していくことが求められます。その場合、実施主体となる地域クラブ活動を統括する運営団体が不可欠となります。運営団体は、運営方針・計画の策定をはじめ、実施主体となる地域クラブ活動の活動状況の管理、運営人材や指導者の確保・育成、指導者研修の実施など実施主体である地域クラブ活動を運営・管理する業務の中核を担うことが求められます。

加えて、宇治市でも推進体制の整備を行うとともに、必要に応じてスポーツ活動と文化芸術活動それぞれにコーディネーターを設置することも考えられます。

さらに、ガイドラインでは市区町村等において地域クラブ活動の認定制度等の体制を整備することで、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保を行った上で、地域の実情に応じた地域クラブ活動を実施することも求められています。

運営団体、実施主体については、地域のスポーツや文化芸術の活動状況等に関する識見があり、学校部活動の地域展開等に熱意のある人物や団体が望ましいです。地域クラブ活動の運営にあたっては、持続可能性の観点から、市と運営団体、実施主体が互いに協力し合い、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に参加できる体制の構築を目指して、検討を進めます。

[運営団体及び実施主体のイメージ図]

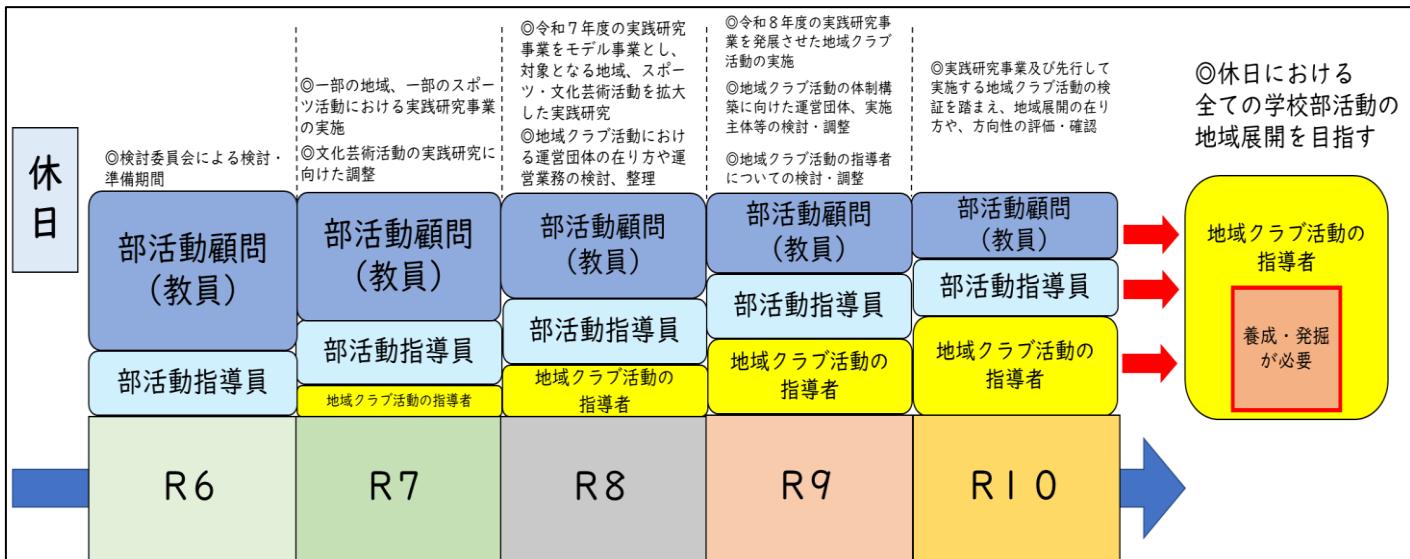


## (2) 地域クラブ活動の指導者について

学校部活動の地域展開後の地域クラブ活動において、生徒が、多様なスポーツ・文化芸術活動に、主体的・自主的に参加できる機会を確保するには、持続可能性の観点から、地域の様々な方に関わってもらう体制作りが必要となります。地域クラブ活動を実施するためには、指導者として、学校部活動の指導に関わっている部活動指導員の方、指導を希望する教員、個人的にスポーツ・文化芸術活動に携わってきた方、生徒の保護者、宇治市スポーツ協会、宇治市スポーツ少年団、宇治市文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブなど市民を対象として実施している団体・クラブに所属する方など、幅広くあらゆる方々が関われる体制の整備が必要です。加えて、大学生の協力や、企業との協働が図られれば、さらに指導者を確保することにもつながります。また、生徒にとっては、上記の地域クラブ活動に限らず、民間のスポーツ・文化芸術関係クラブや、スポーツ少年団、社会教育関係団体なども、選択肢となり得ます。

今後、地域の方の理解を得て、自発的に地域クラブ活動に参加・協力いただけるよう、周知を丁寧に進め、地域クラブ活動の指導者を確保していく仕組みについて検討を進めます。

## [休日における学校部活動地域展開等の指導者配置イメージ図]



### (3) 地域クラブにおける指導者の研修体制について

地域クラブ活動の指導者については、技術指導のみならず、これまで学校部活動が担ってきた教育的側面についても理解した人物が指導にあたることが望されます。今後、生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者に対する研修に加えて、国の動向を注視しながら、日本版DBSの活用を含めた不適切行為の防止徹底等、指導者登録制度をはじめとした、指導者が適切な指導を行うための研修体制の整備について検討を進めます。

### (4) 地域クラブ活動で指導を希望する教員への対応について

学校部活動を地域展開した場合の教員の働き方については、令和5年1月に示された「公立学校の教師が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」において明示されているとおり、地域クラブ活動に従事することを希望する教員については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、業務に従事することとなります。

ガイドラインでは、中学校の教員だけでなく、幅広い者が円滑に兼職兼業を行うことができる環境の整備が求められており、宇治市でも兼職兼業に係る規定等の整備や手続きの周知について、当該部署等と連携して対応していきます。

### (5) 地域クラブ活動における受益者負担について

これまでの部活動では、教員が指導を担っているため指導料が生じず、よって保護者が部活動で負担する金額は、比較的低廉でした。しかし、地域クラブ活動においては、指導料の発生することなどが見込まれ、活動にかかる経費が増えるのは確実です。

地域において長期的に活動を行っていくことができる持続可能性という観点から、地域クラブ活動においては、受益者負担を原則としていくことは避けられません。その際、費用負担増によって参加できないことがないよう、家庭の経済状況等にかかわらず、誰でも地域クラブ活動に親しむ機会を確保することが重要です。

今後、国の動向を注視しながら、経済的に困窮する家庭の地域クラブ活動への参加を支援するため、受益者負担の在り方等、すべての生徒が地域クラブ活動に参加できる環境の整備に向けた取組を検討していきます。

## (6) 関係者（学校、保護者、関係団体等）への周知について

学校部活動の地域展開の推進にあたっては、学校や保護者、関係団体等に関する周知が不可欠です。

本検討委員会で宇治市の部活動の地域展開についての考えが明確に示されることになり、方針の内容について、関係者に早期に周知し、理解を得て、学校、保護者、関係団体等、すべての関係者と共に、学校部活動の地域展開を進めていきます。

※将来の理想像

